

# 日本地球惑星科学連合 30 周年記念事業準備資金規則

2020 年3 月24 日理事会制定

## (総 則)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下「当連合」という）の、30周年記念事業準備資金（以下「資金」という）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものである。

## (目 的)

第2条 この資金は、当連合の公益事業である、学術大会の開催および普及活動の一層の発展に資するために、日本地球惑星科学連合 30 周年記念事業の開催のための資金を創出し、その運用により得られた利益を含めて事業費に充てることを目的とする。

## (資金計画)

第3条 この資金は、当連合の令和元年度の剰余金の一部を財源として令和元年度に 170 万円を積立てる。なお、この資金の積立限度額は、170 万円とする。

2 この資金は、令和2年度に170 万円を取り崩し、第2条の目的に適う事業費に充てる。

## (資金の運用方法)

第4条 この資金は特定費用準備資金とし、元本の安全性に配慮して、普通預金で運用する。

## (資金の支出)

第5条 本資金は、当連合が主催する以下の一項に該当する事業に対して支出することができる。

1. 連合大会 30 周年記念事業出版、及び編集作業に関わる経費
2. 連合大会 30 周年記念事業ユニオンセッション講演会開催に関わる経費

## (資金活用の発議・承認)

第6条 第5条に関しては、当連合の大会運営委員会からの発議により理事会の承認を必要とする。

## (資金の維持・管理)

第7条 この資金は第2条の目的を達成するため、善良の管理者の注意をもって維持・管理をしなければならない。

- 2 この資金は他の資金と明確に区分して管理しなければならない。
- 3 この資金は第2条及び5条に規定する事業目的以外に使用することはできない。や

むを得ず事業目的以外に使用する場合には、理事会にて過半数の出席のもとで、3分の2以上の議決を必要とする。

(事業報告)

第8条 会長は事業内容を年度毎にとりまとめ、社員総会で報告する。

(規則の改廃)

第9条 本規則は、理事会の決議により改廃することができる。

附則

本規則は、2020年3月24日から施行する。